

矢板市防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害等の防災に関する情報並びに行政の情報等伝達手段の向上を図るため、市が設置する矢板市防災行政無線戸別受信機(以下「戸別受信機」という。)の無償貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置区域)

第2条 戸別受信機を設置する区域は、矢板市の全域とする。

(貸与対象及び数量)

第3条 戸別受信機の無償貸与を受けることができる者(以下「貸与対象者」という。)は、市内に住所を有し、かつ、防災行政無線の屋内での聴取が困難な世帯又は学校、病院、福祉施設、店舗、事務所その他の事業所(以下「施設」という。)とする。

2 戸別受信機の貸与台数は、1世帯又は1施設につき1台とする。ただし、市長が特に必要と認めた限り、その台数を増やすことができる。

(申請)

第4条 戸別受信機の無償貸与を受けようとする者は、矢板市防災行政無線戸別受信機借用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸与)

第5条 市長は、提出された申請書について必要な審査を行わなければならない。

2 前項の審査により、適当と認めるときは、申請者に戸別受信機を無償で貸与するものとする。

(返還の届出)

第6条 戸別受信機の貸与を受けた者(以下「使用者」という。)は、市外への移転、転出その他の理由により戸別受信機を必要としなくなったときは、速やかに矢板市防災行政無線戸別受信機返還届(様式第2号)を市長に提出し、戸別受信機を返還しなければならない。

(使用場所等の変更)

第7条 使用者は、市内における移転又は転居により戸別受信機の使用場所又は第3条の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、矢板市防災行政無線戸別受信機申請事項変更届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(使用者の管理等)

第8条 使用者は、戸別受信機を善良な管理者の注意をもって取り扱い、戸別受信機を使用できない等の異常を発見したときは、速やかにその状況を市長に届け出な

ればならない。

2 使用者は、戸別受信機の全部又は一部を故意又は過失により亡失し、又は毀損したときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 使用者は、戸別受信機を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(維持管理の費用)

第9条 戸別受信機に係る電気料金及び電池の交換に要する費用その他戸別受信機の維持管理に要する費用は、使用者の負担とする。

(貸与に関する記録)

第10条 市長は、戸別受信機を貸与したときは、当該貸与者の氏名、住所その他必要な事項を記録した台帳を備え付け、これを適正に管理しなければならない。戸別受信機の返還、設置場所等の変更が生じたときも同様とする。

(損害の賠償)

第11条 市長は、戸別受信機を故意又は過失によって亡失し、又は毀損させた使用者に対し、その損害の賠償を求めることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、戸別受信機の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

矢板市防災行政無線戸別受信機借用申請書

年 月 日

矢板市長 様

申 請 者
住所
氏名
(電話番号 — —)

戸別受信機の無償貸与を希望しますので、矢板市防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

なお、アンテナ対策が必要な場合には、屋外（屋根、外壁など）のアンテナ設置と屋内配線のための工事（壁に穴をあけるなど）について承諾します。

また、市が戸別受信機の貸与審査及び管理のため、記載した申請内容に係る住民基本台帳に関する情報を確認すること、並びに戸別受信機設置配布のため、工事請負業者に住所、氏名、電話番号の情報を提供することについて同意します。

◆戸別受信機の貸与対象者（1世帯又は1施設につき1台）

貸与対象者	防災行政無線の屋内での聴取が困難な世帯又は学校、病院、福祉施設、店舗、事務所その他の事業所（洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に居住する世帯又は存する施設に限る。）
-------	---

◆戸別受信機の返還等に関する責任者（※申請者と同じ場合は、記入は不要です。）

氏 名		電話番号	
-----	--	------	--

.....
矢板市処理欄（※記入しないでください。）

受信機管理番号		受付日	年 月 日
世 帯 番 号		貸与日	年 月 日
処 理 ・ 確 認 者			
備 考			

様式第2号（第6条関係）

矢板市防災行政無線戸別受信機返還届

年 月 日

矢板市長 様

申 請 者

住所

氏名

（電話番号 — — ）

戸別受信機を返還するので、矢板市防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

返還の理由	
戸別受信機等	本体及び付属品 ・ 取扱説明書 その他（ ）

.....
矢板市処理欄（※記入しないでください。）

受信機管理番号		受付日	年 月 日
世帯番号		返還日	年 月 日
処理・確認者			
備考			

様式第3号（第7条関係）

矢板市防災行政無線戸別受信機申請事項変更届

年 月 日

矢板市長 様

申 請 者

住所

氏名

(電話番号 — —)

戸別受信機の申請内容を変更したいので、矢板市防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

なお、市が戸別受信機の管理のため、記載した変更内容に係る住民基本台帳に関する情報を確認することについて同意します。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

.....
 矢板市処理欄（※記入しないでください。）

受信機管理番号		受付日	年 月 日
世帯番号		変更貸与日	年 月 日
処理・確認者			
備考			